

墓 地 使 用 許 可 申 請 書

川西共同墓地(南・北 条通 号)の使用を申請いたします。

令和 年 月 日

京極町長様

申請者

住 所 _____
氏 名 _____ [印]

墓 地 使 用 許 可 証

虻田郡京極町字京極527番地

京極町役場

使 用 者

住 所 _____
氏 名 _____

許可年月日 令和 年 月 日

区画番号 南・北 条通 号

使用者心得

1. 墓地の使用は一戸一区画とする。(間口2.7m奥行2.7m)
2. 墓地の使用権は先祖の祭ごとを執行する者が継承以外これを他人に転貸することはできない。
3. 改葬しようとする時は町長に届出をし承認を受けること。その改葬により不用となった墓地は原形にして返還するものとする、この場合すでに納めた使用料は返還しない。
4. 墓地の地形を変更し、墓碑以外の工作物設置や花木の植栽する時は、町長に届出をし許可を受けなければならない。(大きく成長する樹木等はこれを許可しない。)
5. 墓地に墓碑を建てる場合は、町の立会いのもと場所を確認のうえ建てること。
6. 墓地の清掃、修理等は使用者がおこなうものとする。